

テニスクラブ規約

名称

第1条

本テニスクラブは、ルーセントテニスクラブ美原（以下、テニスクラブ）と総称します。

所在地

第2条

テニスクラブの所在地は、大阪府堺市美原区菅生1709とします。

運営・管理

第3条

テニスクラブの運営、管理は、株式会社ルーセント（以下、「会社」という。）が行います。

目的

第4条

テニスクラブは、会員の利用を通じ、心身の健康の維持・増進を図ると共に会員相互の健全なコミュニティを築く事を目的とします。

会員制度

第5条

- テニスクラブは会員制とします。
- テニスクラブの会員（以下、「会員」という。）は、本規約および本規約に付随してテニスクラブが定める利用規定（以下、「諸規定」という。）に同意し、所定の手続きが完了した方とします。
- テニスクラブに入会される方は、本テニスクラブが指定する申込書等の各種申請書に正確な情報を記載し、ご提出いただく必要があります。

会員資格

第6条

テニスクラブの会員は、以下の各号を全て満たす方とします。

- 本規約および諸規則に同意した方。但し、入会される方が20歳未満の場合は、親権者が本規約及び諸規定に同意された方
- 健康な方
- 暴力団等の反社会的勢力団体に関与していない方
- 妊娠中でない方
- スポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を過去に受けたことのない方
- テニスクラブが会員としてふさわしいと認めた方

諸規定の遵守

第7条

会員は、本規約および諸規定を遵守するものとします。

退会

第8条

- テニスクラブは自動継続を原則とし、退会手続きがなされない限り会員を継続するものとし、退会を希望する方は会員本人または会員の法定代理人が申し出て、所定の手続きを完了することで退会できるものとします。
- 会員がテニスクラブを退会することを希望する場合は、退会を希望する月期の10日まで（以下、大会受付期間）に所定の退会届をご提出ください。
- 退会手続きが完了した場合、退会を希望する月期の最終日をもって退会とします。
- 会員が死亡、行方不明、重度障害等を被り退会の申し出が困難な場合には、会員の法定代理人又は相続人の申出により退会手続きを行うことにより退会できるものとします。
- 退会受付期間を過ぎて退会することはできません。但し、以下のやむを得ない理由により退会を希望する場合は、受講期間の途中であっても所定の手続きを行うことで退会できるものとします。

- 会員が死亡した場合
- 会員が行方不明となった場合

- ③ 会員が病気、怪我等により継続が困難と医師が判断した場合
- ④ 会員または家族の転勤により会員が継続困難な住所に移転した場合
- ⑤ 会員または同一世帯の転居による会員の住居変更
- ⑥ 会員の家族の看護または介護により継続が困難になった場合

6 月会費、利用料、商品の購入代金等の支払いが終了していない場合は、第1項の退会届の提出までにその支払いを完 2 済しなければなりません。

7 会員が月会費を3ヶ月以上滞納した場合は、何らの通知催告を要せず退会扱いとします。ただし、滞納分については その全額を支払わなくてはなりません。

レッスンの受講

第9条

会員は1期間に定められた回数のレッスンを受講できるものとします。

事故対応

第10条

- 1 テニスクラブの受講は健康な方に限らせていただき、会員の体調管理およびレッスンの受講の可否は自己責任において判断していただきます。
- 2 本規約、施設利用上の注意事項、施設運営者または指導者の指示に従わずに生じた事故、自己責任の範囲に起因する 事故、第三者に起因する事故について、テニスクラブは責任を負わないものとし、会員は施設運営管理者および指導者 に一切の損害賠償等を行わないこととします。
- 3 第2項の事故につきまして、治療費等は自己負担とします。
- 4 レッスン中に事故が発生した場合は、直ちにスタッフへお申し出ください。その後の応急処置は行いますが、処置等 に関しての責任は負いかねます。

損害保険

第11条

1 本テニスクラブは、会員が被る傷害等を補償するため損害保険に加入しており、本テニスクラブの施設およびサービスの瑕疵によりご利用中に生じた事故による傷害等に対し、治療に要した費用が支払われます。 2 事故発生日より30日以内に事故報告がない場合には保険金をお支払いできない場合があります。 3 保険金請求については、傷害発生の翌日から1年が時効となります。

禁止行為

第12条

テニスクラブの利用に際し以下の行為を禁止し、禁止行為を行われた方、またはその疑いがある方は直ちに入会手続きや ご利用をお断りし、退場していただきます。

- ① テニスコート以外での練習
- ② 敷地内での喫煙および火器の使用
- ③ コート内での飲食
- ④ 飲酒、または酒気帯び状態の利用
- ⑤ 会員個人の営利的な行為
- ⑥ 許可のない施設内での販売行為、勧誘活動、撮影
- ⑦ 他の会員の迷惑となる行為
- ⑧ テニスクラブの関係者や任意の他者に対して不快な感情を生じさせる行為またはその可能性がある行為、混乱を誘発 または助長する行為、言動
- ⑨ テニスクラブ運営管理者または指導者との個人的な交際関係
- ⑩ 18歳未満の会員の23時以降の利用、在館
- ⑪ レッスンにおいて、正当な理由なく指導者の指導に従わない行為、言動

退会事由・入会拒否事由としての禁止事項

第13条

1 テニスクラブは、以下の各項に該当する方またはその疑いのある方の退会を命じまたは入会拒否をすることができる ものとします。

- ① 刺青のある方、目に付くタトゥーがある方
- ② 暴力団関係者の方、それに類似する団体に関係がある方
- ③ 本規約および当テニスクラブの諸規定を遵守しない方

- ④ 医師等により運動を禁じられている方
- ⑤ 会社がふさわしくないと認めた方

2 前項の退会事由、入会拒否事由に該当することが事後的に判明した場合には、既に受領した入会金、月会費等は返還 しないものとします。

諸手続き

第14条

- 1 会員がテニスクラブ登録書等に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
- 2 テニスクラブから会員の住所宛に通知する場合は、テニスクラブに届け出のあった最新の住所宛に行ない、通知の未達等について以後の責を負わないものとします。

会員資格の停止および除名

第15条

1 テニスクラブは、会員が以下に該当するときは当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、当テニスクラブ利 用契約を解除することができるものとします。

- ① テニスクラブの名誉、信用を傷つけたとき
- ② 本規約その他の定めた諸規則に違反したとき
- ③ 会費その他の債務を滞納し、当テニスクラブからの支払い催告に応じないとき
- ④ テニスクラブに対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
- ⑤ テニスクラブの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると認めたとき
- ⑥ 他の会員に迷惑となる行為をしたと認めたとき
- ⑦ その他、会員としてふさわしくない言動があったとテニスクラブが認めたとき
- ⑧ テニスクラブ入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したとテニスクラブが認めたとき

2 前項による会員資格の停止または除名を受けた会員は、その後当グループの運営するすべての施設に入会および立ち 入ることができないものとします。

資格喪失

第16条

会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 除名
- ④ 運営上重大な事由により当テニスクラブを閉鎖したとき

会員資格の譲渡

第17条

会員資格は本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等の改定

第18条

- 1 テニスクラブは、別に定める入会金、会員証発行等事務手数料、会費および利用料等を改定することができるものと します。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用するものとします。
- 2 前項の改定を行なう場合、テニスクラブは改定の1ヶ月前までに館内掲示等によって会員に告知するものとします。
- 3 キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につきテニスクラブは事前に会員に告知する義務を負わないも のとします。

営業日および営業時間

第19条

営業日および営業時間については、別に定めます。

休業

第20条

- 1 テニスクラブは、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- ① 天災地変、その他やむをえない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- ② 警報・注意報の発令などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- ③ 施設の点検、補修または改修をするとき
- ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
- ⑤ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき

2 第1項第3号から第5号に定める事由による休業を行う場合、当テニスクラブは7日前までに館内掲示等により会員に告知するものとします。

3 第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合、会社は会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行う必要はないものとします。

盗難および紛失

第21条

会員が当テニスクラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、テニスクラブに故意または重大な過失がある場合を除き、テニスクラブは一切の損害賠償の責を負いません。

会員の損害賠償責任

第22条

会員の本施設利用の際、会員の責に帰すべき事由により本テニスクラブまたは第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責に任ずるものとし、会員の同伴者に関しても責めに帰すべき事由がある場合には、連帯して同様の責に任ずるものとします。

テニスクラブ運営

第23条

- 1 テニスクラブの営業は指定された休業日以外に施設設備点検やその他やむを得ない理由により休業することがあります。
- 2 災害・社会情勢・経済情勢の著しい変化、当社の都合によりテニスクラブの利用制限や一部または全部を廃止することがあります。
- 3 テニスクラブの利用制限や一部または全部を廃止する場合は、6ヶ月前までに会員に予告するものとします。

本規約その他の諸規則の改正

第24条

テニスクラブは、本規約、細則、利用規定、その他当テニスクラブの運営・管理に関する事項を改定することができるものとします。また、その効力はすべての会員に適用されます。

個人情報の取り扱い

本テニスクラブは「個人情報の保護に関する法律」（2005年4月1日完全施行）に定められる個人情報取扱事業者として、会員の個人情報が会員にとって重要な守られるべき情報であることを認識するとともに、本テニスクラブにとっても重要な経営上の遵守事項であると認識しております。

個人情報とは

個人情報とは以下のものをいいます。個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、年齢、電話番号、勤務先、金融機関口座情報、生年月日その他の記載または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）

個人情報収集の目的

本テニスクラブは収集する個人情報の利用目的を以下の通り定め、その他の目的には一切利用しないものとします。

- ① テニスクラブ運営上に必要な管理資料としての利用と会員への連絡
- ② よりよいテニスクラブにするためのデータの集約と分析
- ③ 各企画におけるご利用者の確認資料と会員への連絡
- ④ 本テニスクラブに関する各種情報のご提供や問い合わせへの回答、及び資料の送付

個人情報の預託

収集する個人情報は、上記利用目的のため外部へ預託することがあります。この場合、個人情報保護水準が高いことを条件とし、当テニスクラブとしての最善の考慮をした上で預託先を選定し、必要最小限の情報に限り預託します。

個人情報の開示

収集する個人情報は、以下のどれかに該当する場合を除き、第三者への開示はしないものとします。

- ① 本人の同意がある場合

②個人を識別できない状態で開示する場合

③法令上の要請があった場合

退会後の取扱

個人情報は、退会手続き完了後3年間を限度に当テニスクラブにて保管させていただきます。また、保管期間中に当テニスクラブのご案内等をお送りさせていただくことがございます。当該保管期間経過後は速やかに会員の個人情報を消去いたします。

個人情報の利用中止のご請求 会員が当テニスクラブによる上記①以外の個人情報の利用に同意されない場合には、下記の個人情報相談窓口までお申し出ください。それ以降の当テニスクラブでの利用を中止する措置をとります。

個人情報問い合わせ窓口

〒277-0872

千葉県柏市十倉二 348

株式会社ルーセント 個人情報相談窓口

TEL：0471-31-0187